

低年齢児保育の実態と展望

白 幡 久美子 (乳幼児教育)

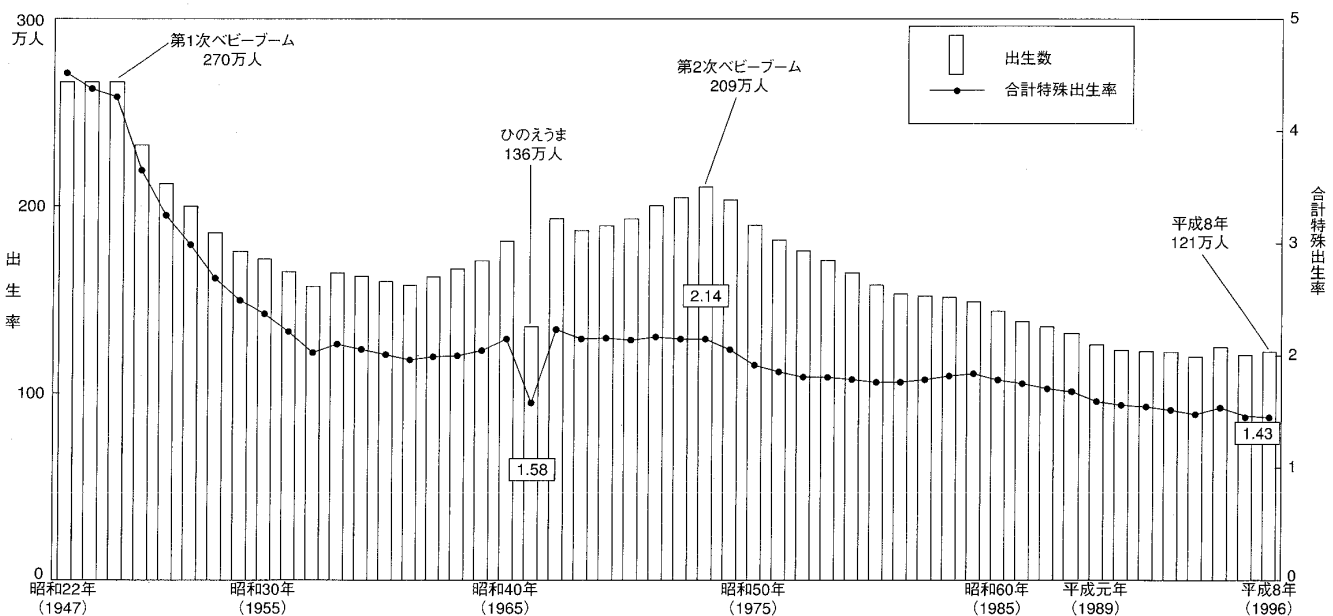
はじめに ～加速的な少子化～

少子化が叫ばれている今日である。たしかに日本における年間出生数は、昭和22年に268万人、昭和24年には270万人であったが、平成7年には118万人にまで減少している。また厚生省の「人口動態統計」による合計特殊出生率は、図1からわかるように、平成7年に1.42にまで低下している。平成8年には出生数121万人、合計特殊出生率1.43と少しばかり持ち直した。だが、平成9年の厚生省の発表によれば、出生数119万人、合計特殊出生率1.39にまで再び落ちこんでいる。この合計特殊出生率にみる数値は、現在の日本の人口を維持するために必要な出生率、2.08を大きく下回る数値である。まさに少子化の深刻さを表している。

さらに、表1から読みとれるように、我が国の少子化は他の先進諸国のそれに比べ加速的である。つまり、1950年には先進国9カ国のうち日本の合計特殊出生率ももっとも高く3.65だったのだが、1996年現在では7番目におちている。ちなみに現在の第1位はアメリカで2.02となっている。

なぜ日本の少子化がこのように加速化したのだろうか。

それは、女性の社会進出の急激な進展にも関係があるとおもわれる。我が国における女性の就業状況を有配偶者に限ってみると、図2からわかるように全就業者は平成6年には51.8パーセントとなっており、昭和30年の42.6パーセントより10パーセントほど増加している。しかしその就業内容をみると、雇用者は昭和30年には8.1パーセントにすぎなかったのに比べ平成6年には36.3パーセントを



資料:「人口動態計測」厚生省大臣官房統計情報部

図1 出生数及び合計特殊出生率の推移

表1 先進国における合計特殊出生率の推移

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ド イ ツ	イタリア	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク
1950年	3.65	3.02	2.19	2.92	2.05 (1951)	2.52	2.32	2.53	2.58
1980年	1.75	1.84	1.89	1.99	1.46	1.61	1.68	1.73	1.54
現 在	1.43 (1996)	2.02 (1995)	1.69 (1995)	1.70 (1995)	1.24 (1994)	1.26 (1994)	1.74 (1995)	1.87 (1995)	1.81 (1994)
1950年以降の最低 合計特殊出生率	1.42 (1995)	1.77 (1976)	1.69 (1995)	1.65 (1994)	1.24 (1994)	1.26 (1994)	1.60 (1978)	1.66 (1983)	1.38 (1983)

(注) イギリスは1984年まではイングランド・ウェールズの数値、ドイツは1991年までは西ドイツの数値
資料: 「人口動態推計」厚生省大臣官房統計情報部、「Demographic Yearbook」UN. 等による。

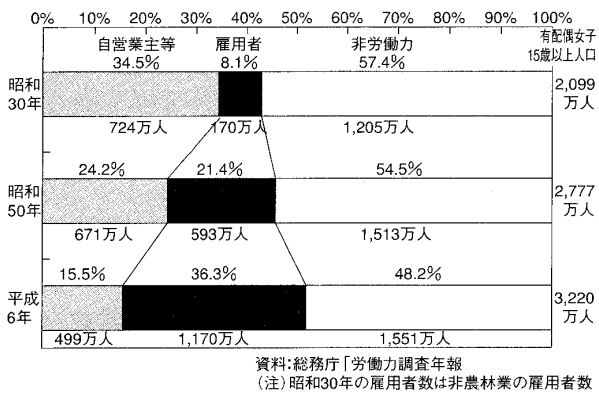


図2 有配偶女性の就業状況の推移

占めており、いわゆる「仕事を持つ母(妻)」の大幅な増大ととらえられる。

結婚後も仕事を持ち続けたいと思う女性が今後ますます増えていくであろうことは、現在の高学歴社会において確実である。さらに我が国でも子育てをしつつ、社会貢献も果たすことが浸透してきた。しかしながら現実には仕事をしながら子どもを産み育てることは、女性にとって職場でのリスクが大きくなっている。だから女性は、子どもを産み育てることと仕事を対比して考察せざるを得なくなる。このような社会構造の中で、少子化傾向は深刻な問題になってきているのである。日本の現社会体制下では、結婚をして、かつ子どもを望みに応じて持ちながら夫婦ともに仕事を続けていくには、図3からわかるようにいくつもの困難がある。その中でも育児に関わることでの難しさを61.4パーセントが掲げていることに注目したい。また総じて、労働条件ではなく家庭内の条件についての困難が高い割合になっている。女性が長期にわたり

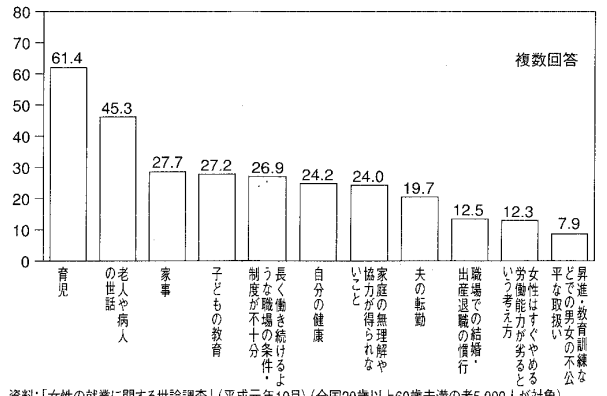


図3 女性が長く働き続ける場合の困難や障害

働き続ける場合の育児や病人・老人の世話などの困難を打開するには、社会的な支援が必要となる。

本稿では、その一つである低年齢児期の保育をいかに保障していくかについて検討し、21世紀の保育のあり方を追究する。

1 低年齢児保育の現状

現代社会において育児休業は、一般企業においても、女性のみならず男性にも実際に認められ、活用されるようになりつつある。このような状況下で、女性の結婚後の就労はますます増加していくであろう。そのことに加えて、核家族家庭が一般的な家族形態となっている今日、若い子どもを祖父母のみに託して働くということが当たり前ではなくなりつつある。そこで、子育てを支援する施設としての保育所の役割が、今後いっそう重大かつ必然となるのである。

一方少子化に伴い、幼稚園の園児数は減少

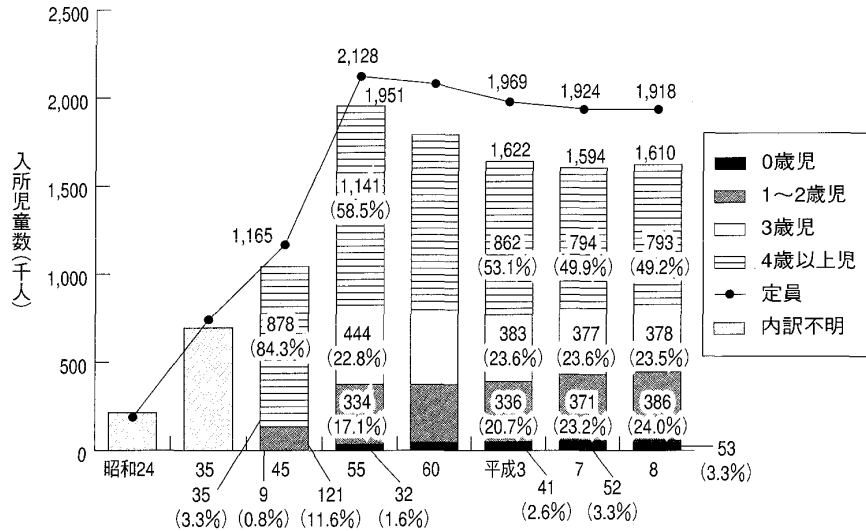
低年齢児保育の実態と展望

表2 幼稚園の施設数・定員・在園児数・教員数の年次推移

文部省・学校基本調査報告書による調（毎年5月1日）

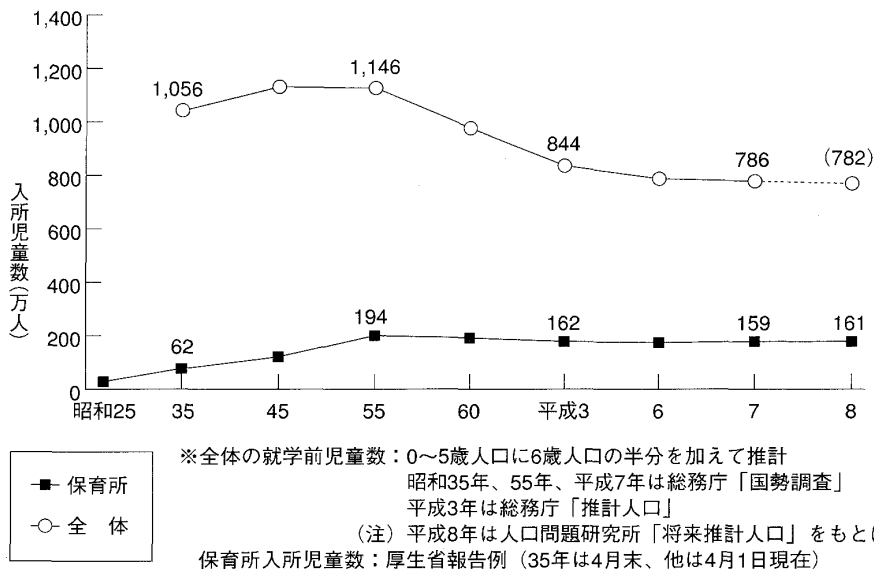
項目	年次	数					
		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成4年	平成5年
施設総数		13,106	14,893	115,220	15,076	15,006	14,958
国公立		5,310	6,112	6,317	6,291	6,269	6,254
私立		7,796	8,781	8,903	8,785	8,737	8,704
定員総数		—	—	2,663,204	2,633,680	2,613,068	2,607,670
国公立		—	—	796,071	771,789	755,412	748,722
私立		—	—	1,867,133	1,861,891	1,857,656	1,858,948
在籍児総数		2,292,591	2,407,093	2,067,951	2,007,964	1,948,868	1,907,110
国公立		570,721	639,605	511,070	439,823	397,826	386,597
私立		1,721,870	1,767,488	1,556,881	1,568,141	1,551,042	1,520,513
教員総数		93,853	110,037	107,606	109,753	111,085	117,721
国公立		27,723	33,337	31,960	30,382	29,916	29,851
私立		66,130	76,700	75,646	79,371	81,169	81,870
在所率(%)		—	—	77.65	76.24	74.58	73.13
国公立		—	—	64.20	56.99	52.66	51.63
私立		—	—	83.38	84.22	83.49	81.79
就園率(%)		64.0	64.4	63.7	64.0	64.1	63.8

項目	年次	総数			指数								
		平成6年	平成7年	平成8年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
施設総数		14,901	14,856	14,790	100	113.6	116.1	115.0	114.5	114.1	113.7	113.4	112.8
国公立		6,244	6,217	6,189	100	115.1	119.0	118.5	118.1	118.1	117.6	117.1	116.6
私立		8,657	8,639	8,601	100	112.6	114.2	112.7	112.1	111.6	111.0	110.8	110.3
定員総数		2,600,436	2,579,266	2,567,228	100	—	—	—	—	—	—	—	—
国公立		744,469	728,283	720,956	100	—	—	—	—	—	—	—	—
私立		1,855,967	1,850,983	1,846,272	100	—	—	—	—	—	—	—	—
在籍児総数		1,852,183	1,808,432	1,798,051	100	105.0	90.2	87.6	85.0	83.2	80.8	78.9	78.4
国公立		377,522	368,440	366,995	100	112.1	89.6	77.1	69.7	67.7	66.1	64.6	64.3
私立		1,474,661	1,439,992	1,431,056	100	102.6	90.4	91.1	90.1	88.3	85.6	83.6	83.1
教員総数		111,870	111,789	112,416	100	117.2	114.7	116.9	118.4	119.0	119.2	119.1	119.8
国公立		29,787	29,682	29,777	100	120.3	115.3	109.6	107.9	107.9	107.4	107.1	107.4
私立		82,083	82,107	82,639	100	116.0	114.4	120.0	122.7	123.8	124.1	124.2	125.0
在所率(%)		71.23	70.11	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
国公立		50.71	50.59	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
私立		79.46	77.80	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
就園率(%)		63.5	63.2	62.8	100	10.6	99.5	100	100.2	99.7	99.2	98.8	98.1



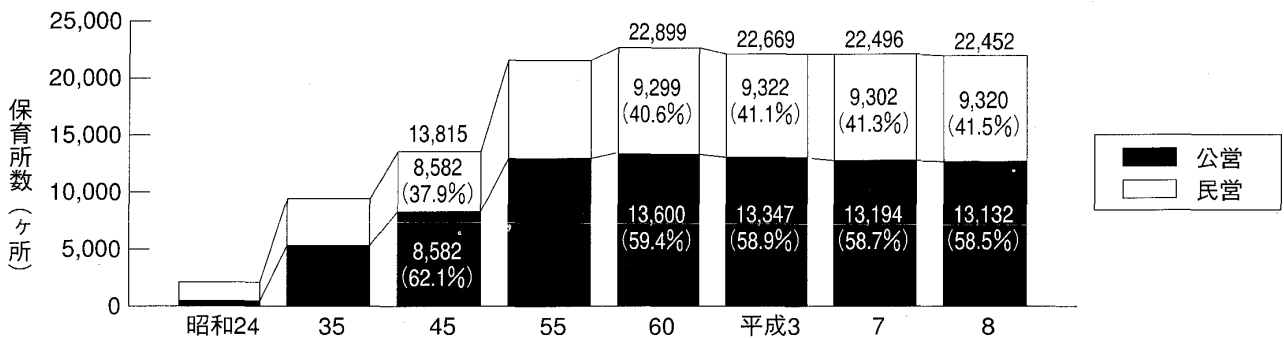
※昭和45年、55年は3月1日、平成3年～8年は4月1日現在 (厚生省報告例)

図4 保育所入所児童数の推移



※全体の就学前児童数：0～5歳人口に6歳人口の半分を加えて推計
 昭和35年、55年、平成7年は総務庁「国勢調査」
 平成3年は総務庁「推計人口」
 (注)平成8年は人口問題研究所「将来推計人口」をもとに試算
 保育所入所児童数：厚生省報告例 (35年は4月末、他は4月1日現在)

図5 就学前児童数の推移



※各年4月1日現在 (厚生省報告例)

図6 保育所数の推移

傾向にあることが表2から明らかである。保育所に通う3～5歳児についても図4から同様のことがいえる。しかし、3歳未満児の保育園在園児数の割合に注目すると、昭和45年には全保育園児数のわずか12.4パーセントであったのだが、昭和55年には18.7パーセントに増えていることがわかる。さらに平成8年には27.3パーセントと全保育園児数の3分の1弱を占めるほどに増加している。このことから保育全体のニーズからみると、低年齢児の保育ニーズは高まってきていることがわかる。とりわけ、少子化の時代といわれているにもかかわらず、昭和55年には1パーセント足らずだった全保育園児数中に占める0歳児保育の割合が、平成8年には3.3パーセントとなっている。十数年の間に0歳児の保育は、3倍もの保育所における占有率になっているのである。

また図5から、就学前児童数に占める保育所の入所児童数の推移を見ると、全児童数は昭和55年をピークに減少しているにもかかわらず、保育所入所児童数はむしろ増加していることがわかる。さらに保育所数の推移を図6でみると、昭和55年以降、保育所の数はわずかながら増えている。これらの推移をみても保育所の要請はますます今後高まってくることが予測される。

親が保育所に子どもを託す場合、初めて入所させた保育所にその子どもの小学校入学まで継続して預けられることで、よりいっそう親も子も安心感がもてる。また、きょうだいがいる場合には同一の保育所に預ける方が、経済的にも時間的にも節約になる。だから親にとって子どもを預ける保育所を決定する鍵の一つは、乳児保育の実施保育所かどうかということになる。もちろん親が子どもの入所を希望するさいには、保育内容に関わることも考慮してはいるであろう。

したがって保育所にとって子どもの定員確保を着実にするために、低年齢児保育は必要条件となるはずである。

2 低年齢児保育実施の課題

まず低年齢児保育の実施に当たって必要とされる保育所の条件整備について考えてみよう。厚生省が定めるところの「児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）」第33条¹⁾のほか、低年齢児、とくに0歳児を受け入れるには下記の物的条件の整備が必要となる。

「ア 乳児室及びほふく室の面積は、合わせて乳児一人につき五平方メートルであること。

イ 保健室（最低基準に定める医務室のほか、乳児の静養又は隔離の機能を持つものであること。）調乳室及び沐浴室（又は沐浴設備）を設けること。

ただし、保健室は、最低基準に定める医務室が静養室の機能も有する場合においては、別個に設ける必要がないこと。

また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳部所として区画すること。」（特別保育事業の実施について、乳児保育事業実施要綱²⁾）

このほか保育者についても、低年齢児を受け入れるには子ども6人に対し1人の保育者、さらに0歳児では子ども3人に対し1人の保育者が必要条件となっている。

このように保育所が低年齢児保育を実施するには、物的・人的条件整備に多大の経費を要するのである。これらの経費を個々の親や保育所が中心に負担するのではなく、公私立に関わらず公的資金を大幅に増加して低年齢児保育の条件整備に努めるべきである。

保育の条件整備を行うことにより、子どもを持ちたい男女が少しでも安心して子どもを生み育て、かつ職業も継続していくことができるようになるのである。

つぎに低年齢児の保育を行うには、在園児の親と保育者とのコミュニケーションが重要

になる。とくに、子育ての経験が少ない第一子の両親の場合には、家庭における養育の方法についても、保育者による適切な助言と指導が必要となる。そうすることで、子育てのストレスを軽減でき、育児不安から解放される場合もある。また、保育所での一日の子どもの様子を細部にわたり伝達する事により、家庭での育児がスムーズにもなる。だから両親が1日のうち子どもと接する時間が少なければ少ないほど、両親と保育者との綿密な連絡が、子どもの健康状態と精神状態を正確に把握するために双方にとって重要となるはずである。子どもの養育を保育所と家庭とで一貫した方法で行うことは、子どもの情緒の発達にも有効である。

だが実際には、長時間保育を依頼している親ほど時間的にはゆとりがなく、保育者との連携がとりにくいというのが現実である。たとえば、子どもの送迎時にも保育者とのコミュニケーションが不十分になってしまう場合が多い。これは親が子どもを保育所に預けてから勤務に就くまでの時間的なゆとりがないことが大きな要因である。

さらに現代的な低年齢児保育の課題としてあげられるのは、保育所による家族への支援である。というのは、子育てのノウハウについて知識のない親が増加しているからである。子どもの保育のみならず家庭への教育的支援も、今後保育者に課せられていく大きな任務といえる。また、子育て支援事業は厚生省のエンゼルプラン³⁾で掲げられている課題の一つでもある。さらに21世紀には、子育て支援センターとしての役割を、一部の拠点保育所のみが担うのではなく、すべての保育所が担っていかねばならない。

3 乳幼児を持つ親と保育者の連携

——事例より——

保育所には乳幼児の家庭生活の状況を把握し適切な保育を行う使命がある。それを果たすには母親やその他の家庭養育者から、子ど

もの家庭における状況を逐一連絡されることが前提条件となる。しかし、家庭における子どもへの不適切な対応に関しては、なかなか親から保育者へ報告されないというのが現実である。

このような虐待を受けていると思われる子どもについては、保育所もしくはそれに類する諸機関が関与していく必要がある。これまでは明らかに親による虐待が日常化されていると気づいても、家庭という密室には自治体などはなかなか踏み込めなかったのが現実である。しかし、人命に関わることでもあるので、被害者はもちろん加害者をも出さないためにも関係諸機関が家庭に踏み込む必要がある。

虐待のように明確に育児上のつまづきを持っている場合でなくとも、子どもの健康状態、発達状況、精神的諸問題について、保母と養育者が密に連絡をとりあうことが子どもの要求に適切に応えることになる。また、生活面での援助を養育者と保育者とが共通意識を持って保育に当たることになるであろう。

ここで子どもとの接し方が全くわからなくなってしまった母親と保母さんとの話し合いの経過報告⁴⁾の事例(次頁掲載)を取り上げてみよう。

この事例の場合は、母親の相談に保育者が具体的に子どもへの対応策を提示している。具体的な行動として育児方針を示されることにより母親は家庭での実践がたやすくなるようになった。また、保育所でも家庭と同じ対応ができるように保育者が協力している。そしてこの事例で提示されている保育項目が三つであることも実行しやすい項目数なのである。とかく我々は、五つ以上もの目標や実行項目を掲げてそれらを克服できない、ということで悩みがちである。しかし新しいことに挑戦する際、若い子どもであれば目標は一つ、大人であってもせいぜい三つくらいが実現可能な数である。この事例にみる保育者は、実に適切な方法で母親に保育支援を行ったのである。

事例

子どもとどのように接したらよいか分からなくなってしまったお母さん

Hちゃんの家は、両親・兄（4歳児）Hちゃん（1歳児）の4人家族、近くに祖母と別居しています。

お母さんの帰りが遅くなるため、保育園のお迎えも食事も全部おばあさんが済ませてしまう生活の中で、お母さんが子どもと関わろうとしてもうまくいかないことが多く、しだいに、子育てに自信をなくしてしまったようです。

おばあさんは、何でも自分でやり切ってしまうと気がすまない人で、他人からあれこれ言われるのが嫌いです。子どものことも至れり尽くせりの気の使いようで、全部自分でしてしまいます。

Hちゃんは、2歳になっても自分でスプーンを手を持って食べようとしません。誰かが食べさせてくれるのをじっと待っているようです。

時々自分で食べようとするのですが、ご飯がうまくすくえなかったり、やっとなら口までもってきたのにこぼれてしまったりすると、スプーンを持つことさえやめてしまいます。

トイレトレーニングや言葉のこともお母さんの心配の種で、「うちの子は遅れている…」が口癖ようになっていました。

問題は、他の子と比較してHちゃんにはできないことに注目し、何とかできるようにしなければ、させなければ、と思うお母さんや周りの大人の気持ちや接し方であったようです。

私たち自身も、食べさせてほしい…、もっとほしい…、それはいらん…、あれが欲しい…、と仕草や態度で要求はするのに、自分では食べようとしないHちゃんに関わるとき、かなりのエネルギーを消耗するのを感じましたから、一生懸命になればなるほどうまくいかず、「どうやってすればいいかわからない…」とお母さんが途方に暮れ、自信をなくしてしまったのも無理もないかもしれません。

お母さんは、「先生はプロなんやで、分かるように教えて欲しい」ともいいました。

Hちゃんにとっては、そういう周りの一生懸命さが、かえって負担になっていたのかもしれない。

お母さんと話合って、

- (1) できないことを叱るのではなく少しでもできたとき、しようとしたときに誉めるようにしよう。
- (2) して欲しいときは、Hちゃんが「もう、いらん、自分でしたい」と思うまで、その欲求を受け容れていくようにしてみよう。
- (3) スプーンの使い方を、食べ物に応じたすくい方・口への運び方というように繰り返して手を添えて、具体的に教えてみよう。ということにして、様子を見ることにしました。

その後、ずいぶん長い間一進一退の状態が続きましたが、少しずつ少しずつHちゃんやお母さん、それに二人を取り巻く周りの様子が変わっていきました。

まず、一番初めに変わってきたのは、お母さんです。

それまでの、させようとすればするほどしようとしないうちちゃんとのせつば詰まった関係から、見守る気持ちが生まれ、待つゆとりが持てるようになったようです。

「普段はなかなか見てやれやんで…」と、休みの日など時間があるときには根気よく関わり、「親バカかわからんけど」と照れながら、「ほんのちょっとだけやけど、自分でしようとするようになってきた…」「まだ下手なんやけど、前よりは上手に食べられるようになってきたみたい…」と、Hちゃんの小さな変化（成長）を見逃さず、とても嬉しそうに知らせてくれるようになりました。

その次に変わってきたのは、おばあちゃんです。

「わたしらあんな根のええことしようしたらんわ」「やっぱり親やなあ親やなけなできやんこおちゃ そう思たわ」と、お母さんの努力を認め、母親に任せるべきところは任せて、今までどうり共働き故にできないところや大変なところを助けてくれるようになりました。

また、夕方のお迎えのときにも、Hちゃんが靴をはく姿をそばで見守り、「がんばりいな」と励ましたり、給食の展示物を見て「これ食べた…」と知らせるHちゃんに「おいしかったん よかったなあ」と会話する姿が見られ、表情も和らいできました。

保育園ではその間に、体力作りに取り組んでいきました。

Hちゃんの手先が、積み木もブロックも紐通しもできるほど器用なのに、スプーンもうまく使えないほど不器用なことや、オシッコがちゃんとおまるで出るのに、すぐその後で漏れてしまうこと、活発な遊びを好まずコーナーやままごとハウスの中など隅っこでじっとしていることが多いことなどから、十分に体を動かして遊ぶことが少ないために運動機能の発達が未熟なのではないかと思ったからです。

どんな運動遊びを用意しても、誘えば誘うほど引っこみ思案になって仲間に入ろうとしないHちゃんも、散歩に行くと公園で保母や友達と追いかけてこやかくれんぼをしたり、鉄棒にぶら下がったり、土山を登ったりするのは大好きです。

散歩の開放感は、こだわりや緊張感を解きほぐし子ども達をのびのびと自由にしてくれるようです。笑顔のおまけ付きで…。そんなことをきっかけに、体を動かして遊ぶ楽しさが分かってきたHちゃんは、保育園の中でもよく遊ぶようになりました。はじめは、駆け出すと足がもつれそうでも転ばないかとはらはらしましたがみるみる身のこなしが活発になり、体つきまで赤ちゃんっぽさが抜けてきたようです。

2歳児になって、友達関係も広がりよく遊ぶようになってきました。

これからも家庭と協力しながら、一人ひとりの発達に合わせた働きかけを続けていきたいと思います。

4 延長保育と病児保育

低年齢児保育、とくに産休あけ保育に付帯する条件の一つとして延長保育があげられる。産休あけから保育を必要とする家庭は、その多くが共働きかつ核家族家庭である。加えて勤務形態は両親とも正規勤務の場合が多くなっている。したがって当然親が8時間労働を少なくとも必要とされているのであるから、子どもの保育時間はそれ以上であることが必要となる。

低年齢児保育の推進に当たって必要となるもう一つの条件は、病児保育の保障である。とくに低年齢児期には病気を拾いやすい。しかしながら、低年齢児保育を必要とする家庭は、子どもが病気だからといって長期間にわたり保育所を休ませ、親あるいはそれに変わる者が看護できる家庭状況ではないのが大半である。そこで必要となるのは、病気の時でも子どもの心身に無理のない範囲で預けることのできる施設である。日々通所している保育所内に医療関係者を配置し、そのための設備も整えることが最良である。しかしながら各保育所の経済的な負担を考慮すると理想ばかり掲げるわけにもいかない。せめて病気児のための拠点保育所くらいは用意する必要がある。

これらの保育要求に応えることができ、保育コストも各家庭の過剰負担にならぬようにするには、支援の基礎が母親の就労条件に関わらず、認可保育所であってほしいことは当然である。またできれば公営保育所であってほしい。しかしながら、前記の保育所数の推移(図6)からもわかるように、公営保育所よりむしろ民営保育所の割合がわずかながら増えつつある。このような保育の市場化がさらに進むと、子どもを無視した経営的保育になる危惧がもたれる。実際、公立保育所では入所児童の年齢制限を設けているところが多く、低年齢児保育の受け入れが進んでいない実態が総務庁により指摘されている。つま

り総務庁行政監察局の「児童福祉対策等に関する行政観察結果報告書」⁵⁾(1998年5月)の中で、厚生省は低年齢児保育の推進について次のような勧告をしている。つまり低年齢児の入所制限を解消させること、とくに公立保育所の低年齢児保育についての消極的対応について指摘しながら、同保育所の積極的取り組みを行うことを勧めている。

5 低年齢児保育の展望

従来の保育所は、働く母親を支える施設としての存在が中心的役割だった。しかし、今日では母親の就労如何にかかわらず、子育てについて不安や悩みをもち、育児ノイローゼに至る母親が急増している。そのことは、表3の子育てにストレスを感じずる母親の割合が専業主婦にもっとも高くなっていることからわかる。

また、子育てを放棄して、病気の手当を適切にしないまま子どもを死に至らしめるなど、子育て能力のない親も急増している。図7で示されているように、子どもの虐待件数は平成2年から8年までの6年間で4倍にもなっているのである。さらに平成9年の厚生省の調べによれば、5,352件と1年間に1,000件以上増えている。⁶⁾

このような厳しい現状を打開するためには、親の育児能力を育成することが当然必至となる。しかしながら、各種資格のように親になるためのライセンスを要求するわけにはいかない。成人男女であれば誰でも平等に親となることができるのである。しかも家庭という密室化された中で生じる出来事には、安易に他人がその中に踏み込むことはできない。

このような現実の中で、子どもの成長・発達を保障し、かつ子どもにとっての過ごしやすい環境を用意することができるのは、保育所をはじめとする児童福祉関係施設であろう。

1998年4月の児童福祉法改正により、保育所入所は従来の措置ではなく親の選択・意向を基本とすることになった。これにより、保

表3 母親の職業と育児不安の関係 (%)

		育児不安の程度		
		高不安	中不安	低不安
母親の職業	専業主婦	23.9	55.8	20.3
	フルタイム	12.6	54.4	33.0
	パートタイム	14.6	66.1	19.3
	自営業	15.3	57.7	27.0

(注1) 育児不安の欄の「高不安」「中不安」「低不安」は、育児に関して「時々子どもをヒステリックにしかってしまう」「子どもが思い通りに育っていない」
 (注2) 東京、千葉、埼玉の幼稚園児、保育園児、小学1年生を持つ母親約1,500人を対象に調査
 資料：「母親は変わったか」平成8年・ベネッセ教育研究所

母養成においては子どもの保育活動に重点が置かれ保育技能の育成が優先していた。しかし、今後の子育て支援者としての保育者の役割を考えると、保育者自身が確固たる教育観をもつことが必要である。そうでなければ、保育のプロフェッショナルとして親からの信頼を得ることができないからである。加えて保育者の専門性を認め、時間的にも給与的にも労働条件を整備する必要がある。質の高い保育者を育成するためには、保育者の資質を養う養成カリキュラムの改革が急務である。

終わりに

本稿においては、「平成9年東海北陸保育研究大会」の研究テーマのひとつであった「低年齢児保育の推進」についての研究部会での事例報告を活用した。本研究大会で私が指定助言者としてコメントを行った内容に具体的資料を付加し、さらに新しい低年齢児保育の展望について提言した。

今後研究を必要とするのは、いかにして資質の高い保育者を養成するかという、保育者養成カリキュラムの改革に関する課題である。

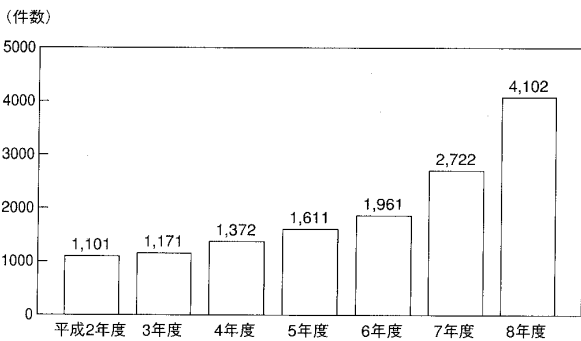


図7 子どもの虐待の実態

育所が子育てのプロフェッショナルとして親による子育てを支援する場であることが強調されることになる。とくに、我が子をどのように育てたらよいのかさえわからない親には、保育所が乳児期からの基本的な生活習慣の獲得を全面的に援助せざるをえない。

そこで要求されなくてはならないのは、親をはじめとする子どもの養育者からの信頼に応える保育者を養成することである。現在、保母（平成11年4月より保育士）資格は厚生省が実施する試験に合格するか、保母養成校として認可された学校⁷⁾において所定の課程を経た者が得ることができる。これまでの保

註

- 1) 児童福祉施設最低基準第33条：保育所には、保母（児童福祉法施行令第22条において準用する令第13条第1項各号の一に該当する男子を含む。第83条第1号を除き、以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
- 2) 保母の数は、乳児または満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね30人に1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。
- 3) 1998年 保育資料集、190～191ページ。
- 4) 平成6年12月、厚生省、文部省、労働省、建設省の4省により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」のこと。
- 4) 「第38回 東海北陸保育研究大会」平成9年7月17～18日、

主催：岐阜県・岐阜市・岐阜県社会福祉協議会
岐阜県保育研究協議会・岐阜県民間保育
連盟における

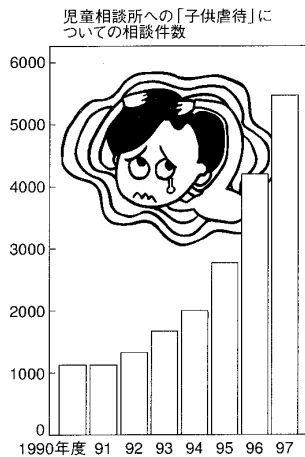
「第5分科会 低年齢児保育の推進をめざし
て」についての協議より。

三重県 津市 保育園保母の事例発表より。

5) 保育研究所編「保育情報」No.257, 1998年7月
号、全国保育団体連絡会発行、12ページ。

6) 朝日新聞

1998年10月26日
朝刊より



7) 平成10年4月現在、厚生省の調べによると、保
母養成校数は次のようである。

4年制大学28校、短期大学217校、専修学校59
校、その他28校。

参考文献

- ・ 池田祥子・友松諦道「保育制度改革構想」栄光
教育文化研究所、1997年。
- ・ 岡部達男「エンゼルプラン・児童福祉法改正問
題をどう考えるか」ひとなる書房、
1996年。
- ・ 厚生省監修「厚生白書 少子社会を考える」ぎ
ょうせい1998年。
- ・ 厚生省児童課程局企画課「ビジュアル 子ども
と家庭」全国社会福祉協議会、
1997年。
- ・ 汐見稔幸・小宮山洋子「子どもにやさしい保育
制度を」大月書店、1994年。
- ・ 諏訪きぬ、戸田有一、堀内かおる「母親の育児
ストレスと保育サポート」川島書店、
1998年。
- ・ 全国私立保育園連盟「保育白書シリーズ
No.38 保育所問題資料集」1997年。
- ・ 日本保育学会「わが国における保育の課題と展
望」世界文化社、1997年。
- ・ 幼児保育研究会「最新保育資料集」ミネルヴァ
書房、1998年。
- ・ 前田正子「保育園はいま」岩波書店、1997年。